

個人・無床診療所の手引き

平成 23 年 4 月 12 日 長岡保健所医薬予防課作成

平成 24 年 8 月 22 日 改訂

平成 28 年 4 月 1 日 改訂

この手引きでは、病床を設置しない（無床）、個人診療所の開設等の手続きについて解説します。

1 開設届

(1) 開設のながれ・・・フローチャートも参考にしてください。

事前相談	開設	開設届	開院	検査
構造設備や添付書類、開設の日程、広告などについてあらかじめご相談ください。	施設が整い、診療を開始できる状態です。	開設後10日以内に保健所窓口へ届け出てください。	実際に診療を開始します。	健所の監視員が施設の検査に伺います。

(注) 保険医療機関の指定を受けるには、関東信越厚生局新潟事務所に申請する必要があります。詳細については厚生労働省関東信越厚生局新潟事務所にご相談ください。

(2) 診療所開設届（法第8条）・・・開設後10日以内に提出

提出書類		提出部数	注意事項
診療所開設届		1	保健所の窓口で配布しています。
添付書類	第2号様式の別紙(1)	1	保健所の窓口で配布しています。
	建物の施設、構造設備の概要を明示する図面	1	各室の用途とその面積、機器類の配置
	敷地の平面図	1	ビル内に開設する場合は、その階の平面図。
	敷地周囲（半径500m以上）の見取図	1	道路と建物の位置関係がわかるもの。
	診療に従事する医師（歯科医師、助産師）の免許証の写	1	原本も提示してください。

(3) 医療機能情報（法第6条の3第1項）・・・開設後30日以内に提出

提出書類		提出部数	注意事項
1-1号様式		1	保健所の窓口で配布しています。
添付書類	第2-2号様式(医科用)	1	保健所の窓口で配布しています。該当する様式を添付してください。
	第2-3号様式(歯科用)		
	第2-4号様式(助産用)		

○ 医療機能情報として提出いただいた情報はインターネットの「にいがた医療情報ネット」に掲載されます。以下のURLを参照してください。

[にいがた医療情報ネットURL：http://qq.niigata-iyaku.jp/](http://qq.niigata-iyaku.jp/)

○ 申請後、「施設番号」と「パスワード」が書かれた用紙を郵送で診療所へお送りします。基本情報に変更が生じた場合、インターネット上で変更手続きをする場合に必要になりますので、大切に保管してください。

○ 毎年1月31日までに内容の確認作業と報告をお願いしています。インターネット上での報告も可能です。

*詳しくは「新潟県医療・薬局機能情報提供制度実施要綱」をご覧ください。

(4) 診療所の開設者・管理者に関する規定（抜粋）

①開設者に関する規定

* 診療所を開設したときは、開設後10日以内に新潟県長岡保健所長に届け出なければなりません。（法第8条）

* 原則として開設者自らが管理者にならなければなりません。（法第12条第1項）

②管理者に関する規定

* 原則として他の病院や診療所の管理者を兼ねることはできません。（法第12条第2項）

* 患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）を県知事に報告する義務があります。また、医療機能情報を記載した書面などを患者等が閲覧できるように診療所内に備えてください。（法第6条の3）

* 「医療の安全を確保するための指針の策定」「従業者に対する研修の実施」など、医療の安全を確保するための措置を講じる義務があります。（法第6条の10）

* 管理者は、その診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従事者を監督し、業務の遂行に必要な注意を払う義務があります。（法第15条）

2 構造設備基準

診療所・歯科診療所の構造設備には規定が設けられています。開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

- 1 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危険防止上必要な方法を講ずること。（規則16条第1項第1号）
- 2 歯科技工室には、防塵設備その他の必要な設備を設けること。（規則16条第1項第13号）
- 3 調剤所に関する規定【調剤所を設ける場合】（規則16条第1項第14号）
 - ①採光及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。
 - ②冷暗所を設けること。
 - ③感量10mg及び500mgの上皿てんびんその他調剤に必要な器具を備えること。
- 4 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。（規則16条第1項第15号）
- 5 消火用の機械又は器具を備えること。（規則16条第1項第16号）
- 6 規則16条第1項に定めるもののほか、診療所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。（規則16条第2項）

3 注意事項

(1) 医師が常時3人以上勤務する診療所は専属の薬剤師を置かなければなりません。（法第18条）

(2) 院内掲示義務（法第14条の2）

診療所内の受付等、患者が見やすい場所に次に掲げる事項を掲示しなければなりません。

- ①管理者の氏名
- ②診療に従事するすべての医師・歯科医師の氏名
- ③診療に従事するすべての医師・歯科医師の診療日及び診療時間

(3) 広告に関する規定（法第6条の5）

次に掲げる事項以外については広告はできません。

①医師又は歯科医師である旨
②診療科名
③診療所の名称、電話番号、所在の場所及び管理者の氏名
④診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
⑤法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた診療所又は医師（歯科医師）である場合にはその旨
⑥入院設備の有無・病床の種別ごとの数・医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数・その他診療所における施設、設備又は従業者に関する事項
⑦診療に従事する医師・歯科医師・薬剤師などの医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴など
⑧患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置、その他の当該診療所の管理又は運営に関する事項
⑨紹介をすることができる他の病院・診療所等の名称、これらの者と当該診療所との間における施設・設備・器具の共同利用の状況などの事項
⑩診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第6条の4第3項に規定する書面の交付などの医療に関する情報の提供に関する事項
⑪診療所において提供される医療の内容に関する事項
⑫診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者の数など
⑬その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。

○法令等データベース

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

○医療法における病院等の広告規制について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/index.html>

4 その他

(1) 診療用エックス線装置を設置する場合

「診療用エックス線装置の手引き」をご覧ください。

(2) 変更等の手続き・・・フローチャートを参考にしてください。

(3) 関係機関窓口一覧

担当窓口は変更される場合がありますので、電話等で確認の上訪問してください。

内容	担当部署
保険診療の指定	厚生労働省関東信越厚生局新潟事務所 住所：〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階 電話：025-364-1847
被爆者援護法指定医療機関申請、 結核指定医療機関申請	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部 医薬予防課保健予防係 住所：940-0861 新潟県長岡市川崎町2711-1 電話：0258-33-4932

本冊子で略記されている法令名は、次のとおりです。

法　：医療法
規則：医療法施行規則

連絡先：長岡保健所医薬予防課
医薬指導係

TEL：0258-33-4932

FAX：0258-33-4933